

# 菊鹿愛

学校教育目標(菊鹿小中学校)  
「ふるさとを愛し、夢の実現に向けて  
挑戦し続ける児童生徒の育成」

菊鹿小スローガン  
～学び合い 伝え合い 菊鹿愛～  
文責(校長 早田 宗生)

## 心のきずなを深める月間

県教育委員会では毎年6月を「心のきずなを深める月間」として、学校・家庭・地域が連携し、児童同士だけでなく、児童と教職員、保護者や地域住民等との「心のきずな」を深め、いじめを許さない学校・学級づくりを目指した取組を実施しています。本校でも取り組んでいますが、この期間のまとめとして、7月10日(月)に児童会が人権集会を計画しています。各学級では道徳や学活の時間を中心に「心のきずなを深める」取組を行うとともに、児童会が中心となった集会や標語づくりとその掲示をして、意識を更に高めていきます。

ところで、県の調査では、「いじめられたことを誰にも相談してない児童生徒」が3割を超えています(本校26%)。いじめ防止と共に「SOSの出し方」も教えていく必要があります。家庭や地域では、子どもたちが「大切にされている」「人の役に立っている」という感覚を感じるような言葉かけや体験、スポーツ活動、地域活動等を通じて、感動を共有できる機会をつくっていただけるとありがたいです。また、子どものSOSを感じられたときは、学校にも情報提供をしていただきますようお願いいたします。

「菊鹿小学校いじめ防止基本方針」の一部を裏面に紹介します。全文は本校ホームページに掲載していますので御覧ください。

更に大盛況!でした

## ふれあい教室



昨年度に復活させた「ふれあい教室」。第1弾を15日(木)に実施しました。地域のみなさん30名程が先生となっていただき、けん玉、コマ回し、メンコ、お手玉、折り紙、押し花を使ったしおり作りや竹を使った風車づくりを教えてくださいました。大盛況でした。この日のために事前にしっかりと準備をしていただき、ありがとうございました。22日(6年生)も実施し30日(4、5年生)にも行います。

**【登校指導日誌から(抜粋)】** 毎月、子供を見守り、その場での励まし・御指導、ありがとうございます。御記入いただいた日誌は、学校で供覧し、学校での指導にも役立っています。地域の皆さんの見守りもありがとうございます。子どもたちの安全な登下校や伝わるあいさつなどについて、引き続き御指導をお願いします。

- 今日は地域の方にも遠くから大きな声であいさつをしていて、見ていてとても気持ちよかったです。U。車に気を付けて元気に登校してほしいと思います。
- 週明けの月曜日、地域の方も一緒に見守ってくださいました。子どもたちは元気にあいさつし登校できていました。入学して慣れない環境にたまに涙する我が子ですが、上級生のお姉さんたちが優しくサポートしてくれるので安心して送り出せます。
- 最初は慣れずに泣いていた我が子も、今では笑顔で行ってくれる姿を見て嬉しく思います。地域の方々も今日も立ってくださっていました。ありがたいです。
- あいさつの声が小さいのと班長さん以外はできていないです。だいたい班は並んでいますが、歩道の渡り方で左右確認が適当でした。指導をお願いします。
- あいさつの声が小さく、少し元気がなかったです。疲れがあったのか分かりませんが、がんばって登校してほしい。
- みんな一列に並んで帽子を取り元気なあいさつができていました。横断歩道を渡った後、一礼して「ありがとうございました。」と伝えてくれて、朝からあったかい気持ちになりました。
- 遠くから元気な声で「おはようございます!」と言って来て、とても嬉しくなります。歩くことにも慣れてきて歩くペースが早くなってびっくりしました。横断歩道を渡るとき、左右確認するのが少し流されているようなので、もう少し丁寧にできると更によいと思います。
- 時間に余裕をもって集合できていました。バスを待つ間、仲良く四つ葉のクローバーを探しながら過ごしていました。

# 山鹿市立菊鹿小学校いじめ防止基本方針《抜粋》

令和4年5月改訂

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

《抜粋》

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であるが、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

そのため、本校教職員は、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、早期に学校組織として対応し、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組む。

(略)

## 2 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条に則して)

本校児童に対して、本校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(略)

(略：法第22条規定の組織)

## 4 学校が取り組むこと

### (1) いじめを許さない学校・学級づくり《抜粋》

教職員が児童に寄り添い、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」姿勢をもった上で、児童が主体となる「絆づくり」を教職員が適切に支援するとともに、教職員は児童の「居場所づくり」に努め、いじめを許さない学校・学級づくりを推進する。

その際、子どもの居場所づくり推進テーブルをもとに、学校の生徒指導体制を改善・充実させていく。

### (2) 家庭・地域との連携《抜粋》

いじめは、時として、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢で対応する。そのためにも、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。

### (3) 教職員の資質向上(略)

## 5 いじめ及びその疑いのある事案が起こったとき

### (1) 事実確認と対応策検討《抜粋》

① いじめの情報があつた場合、いじめの行為を止めさせ、直ちに校長・教頭に報告する。

### (2) 事実確認(聞き取り)上の留意点《抜粋》

① 教育的愛情と毅然とした態度で対応し、確認と指導を区別し初期に憶測で動かない。

② いじめられた側・いじめた側とされる児童双方の思いをまずは傾聴する。

### (3) 事実確認後の対応《抜粋》

聞き取りをもとに直ちに企画委員会等を開き、対応策を立案し、検討の上で実施する。

① いじめを受けた児童に対して「必ず守り抜く」という姿勢を示し、安心感と信頼感を与える。

### (4) 解消及び再発防止へ向けた対応(略)

### (5) 児童等のケア(略)

## 6 重大事態及びその疑いのある事案が起こったとき

### (1) 基本的姿勢(略)

### (2) 発生報告(略)

### (3) 調査の実施(略)

### (4) 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等(略)